明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（六一）　七
○被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律（六二）　九
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（六三）　一四
○子どもの貧困対策の推進に関する法律（六四）　一五
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（六五）　一六
○死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（六六）　一三
○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（六七）　一四

〔政　令〕
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（一八九）　一七
○原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令（一九〇）　一七
○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一九一）　一七
○予算決算及び会計令の一部を改正する政令（一九二）　一七
○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一九三）　一七

〔府　令〕
○食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四〇）　一七
〔省　令〕
○文部科学省組織規則及び科学技術政策研究所組織規則の一部を改正する省令（文部科学二一）　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（法律第六一号）（法務省）

1　趣旨

この法律は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めることとした。（第一条関係）

2　特定大規模災害及びこれに対して適用すべき措置等の指定

大規模な火災、震災その他の災害であって、その被災地において借地権者の保護その他の借地借家に関する配慮をすることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を特定大規模災害として政令で指定することとし、この政令においては、適用すべき措置及び地区を指定しなければならないこととした。（第二条関係）

3　借地契約の解約等の特例

特定大規模災害により借地権の目的である土地の上の建物が滅失した場合においては、2の政令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、借地権者は、地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができることとし、この場合においては、借地権は、地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れがあった日から三月を経過することによって消滅することとした。（第三条関係）

4　借地権の対抗力の特例

借地借家法第一〇条第一項の場合において、建物の滅失があっても、その滅失が特定大規模災害によるものであるときは、2の政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、借地権を第三者に対抗することができることとするとともに、借地権者が、その建物を特定するために必要な事項等を土地の上の見やすい場所に掲示するときは、2の政令の施行の日から起算して三年間は、借地権を第三者に対抗することができることとした。（第四条関係）

5　土地の賃借権の譲渡又は転貸の許可の特例

特定大規模災害により借地権の目的である土地の上の建物が滅失した場合には、裁判所は、2の政令の施行の日から起算して一年以内にされる借地権者の申立てにより、土地の賃借権の譲渡又は転貸について借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができることとした。（第五条関係）

6　強行規定

3から5までの規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とすることとした。（第六条関係）

7　被災地短期借地権

2の政令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に、2の政令で指定された地区に所在する土地について借地権を設定する場合においては、公正証書による等書面によって、存続期間を五年以下とし、かつ、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がないこととする旨を定めることができることとした。（第七条関係）

8　従前の賃借人に対する通知

特定大規模災害により賃借権の目的である建物が滅失した場合において、従前の賃貸人がその敷地上に新たに建物を築造し、又は築造しようとする場合であって、2の政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間にその建物について賃貸借契約の締結の勧誘をしようとするときは、従前の賃貸人は、従前の賃借人のうち知れている者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならないこととした。（第八条関係）

9　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第六二号）（法務省）

1　総則

この法律は、大規模な災害により、その全部が滅失した区分所有建物の再建及びその敷地の売却、その一部が滅失した区分所有建物及びその敷地の売却並びに当該区分所有建物の取壊し等を容易にする特別の措置を講ずることにより、被災地の健全な復興に資することを目的とすることとした。（第一条関係）